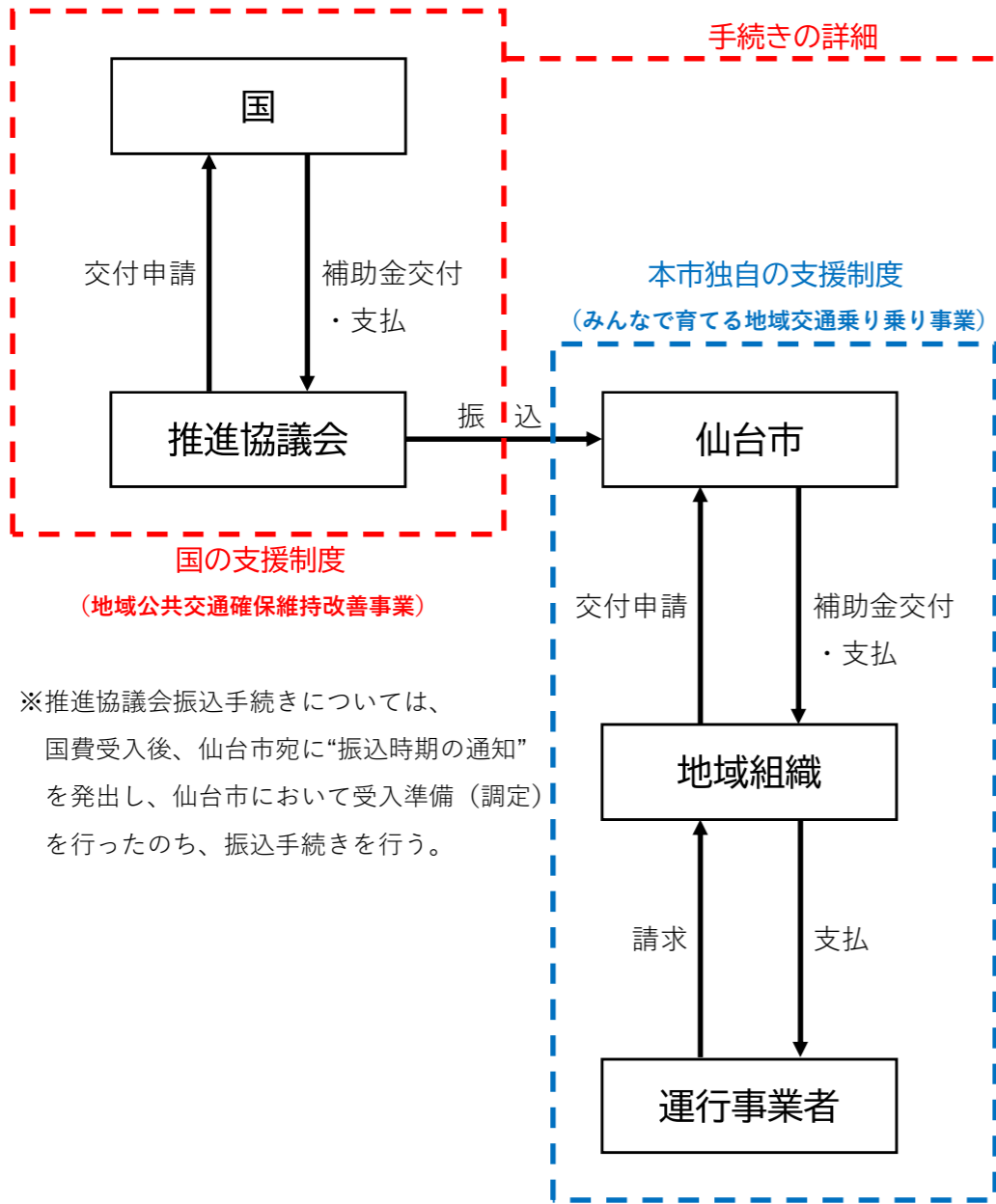


<地域公共交通確保維持事業に関する事業フロー>



【スケジュール】

R4	R5年度												R6年度												R7年度							
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
不便地域申請(坪沼)	R5年度事業 (R5.4月~R5.9月)												R6年度事業 (R5.10月~R6.9月)												R7年度事業 (R6.10月~R7.9月)							
	不便地域指定	計画認定申請	計画認定	計画認定	計画認定	計画認定	計画認定	実績報告・交付申請	事業評価	交付決定・額の確定等	補助金支払		変更届の提出	実績報告・交付申請	事業評価	交付決定・額の確定等	補助金支払									計画認定申請	計画認定	実績報告・交付申請	事業評価	交付決定・額の確定等	補助金支払	
	[R5年度] 坪沼地区 新川地区	[R6年度] 秋保地区	[R7年度] 坪沼地区 新川地区 秋保地区																													
	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催	協議会開催
	交付申請・交付決定・概算払	R5年度事業											R6年度事業											R7年度事業								

補助事業の制度上、前年度下半期から現年度上半期分が“R6年度事業”分となり、前年度の予算も含まれているように見えるが、推進協議会の予算上は“R6年度予算の歳入・歳出”として計上される。

- 【前提条件】**
- 地域公共交通確保維持改善事業は推進協議会が補助対象“事業者”となるが、仙台市における地域交通の運行は、地域組織が運行事業者と契約を締結し、各運行事業者の事情にあわせて毎月や半年ごとに運行経費を支払っている。
  - 地域交通の運行にかかる仙台市からの補助金は、年2回にわけて地域組織へ交付している（概算払や精算払など）。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(フィーダー補助金)は仙台市を経由する流れとする。